## 国立大学法人東京農工大学大学院グローバルイノベーション研究院女性未来育成機構に勤務する教育職員給与規程の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 ( <u>その他の給与</u> ) 第4条 教育職員には、 <u>年俸のほか職員の例に準じて通勤手当、</u> 住居手当、超過勤務手当、入試手当を支給する。	第4条 教育職員には、 <u>国立大学法人東京農工大学年俸制給与に</u> 関する規程第6条に規定する諸手当を支給する。	俸給の調整額 (大学院手 当)、扶養手 当を新たに支 給する改正

附 則(令和3年4月1日経規程第13号) この規程は、令和3年4月1日から施行する。